

福島医発第 584 号（地）
令和 5 年 5 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる
疑義解釈資料の送付について（その 3）

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い
にかかる疑義解釈につきましては、令和 5 年 4 月 27 日付け福島医発第 292 号（地）等によ
りご連絡申し上げているところです。

今般、厚生労働省より疑義解釈資料（その 3）が示された旨、日本医師会より通知があ
りました。

疑義解釈資料（その 3）においては、保険医が新型コロナウイルス感染症治療薬につい
ての処方箋を交付する際、当該処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号を
できる限り記載すること等が示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 391 号（保険）

令和 5 年 5 月 1 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかると疑義解釈資料の送付について（その 3）

令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにかかると疑義解釈につきましては、令和 5 年 4 月 19 日付け日医発第 207 号（保険）「「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について」により、ご連絡申し上げたところでありますが、今般、厚生労働省より疑義解釈資料（その 3）が示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今般の疑義解釈資料においては、保険医が新型コロナウイルス感染症治療薬についての処方箋を交付する際、当該処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号をできる限り記載すること等が示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかると疑義解釈資料の送付について（その 3）

(令 5.5.17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和5年5月17日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
にかかると疑義解釈資料の送付について（その3）

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け保医発0320第1号厚生労働省保険局医療課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日付け保険局医療課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年4月6日付け保険局医療課事務連絡）において、診療報酬上の取扱い等について示したところであるが、これらに記載された内容等について、別添のとおり疑義解釈を取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

問1 保険医が新型コロナウイルス感染症治療薬（ラゲブリオカプセル 200mg、パキロビッドパック 600 及びパキロビッドパック 300、ゾコーバ錠 125mg、ベクルリー点滴静注用 100mg。以下同じ。）についての処方箋を交付する際、当該処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号を記載する必要があるか。

(答) できる限り記載すること。なお、記載にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け保医発0320第1号厚生労働省保険局医療課長通知。以下、「令和5年3月20日医療課長通知」という。）を参照すること。

問2 保険薬局において新型コロナウイルス感染症治療薬が処方された処方箋を受け付けた際、当該処方箋に公費負担者番号及び公費負担医療の受給者番号の記載がない場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正。）のとおり、新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤料に係る費用は全額公費支援の対象とされている。

したがって、処方箋に公費負担者番号等の記載がない場合であっても、令和5年3月20日医療課長通知を踏まえ、保険薬局において公費負担者番号等を調剤報酬明細書へ記載するなど、一部負担金の計算を含めて適切に費用の請求について取り扱われたい。

(参考)

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001097047.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年3月20日付け保医発0320第1号厚生労働省保険局医療課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001077088.pdf>